

令和4年度(2022年度)財務ハイライト

最近10年間の主要経営指標の推移

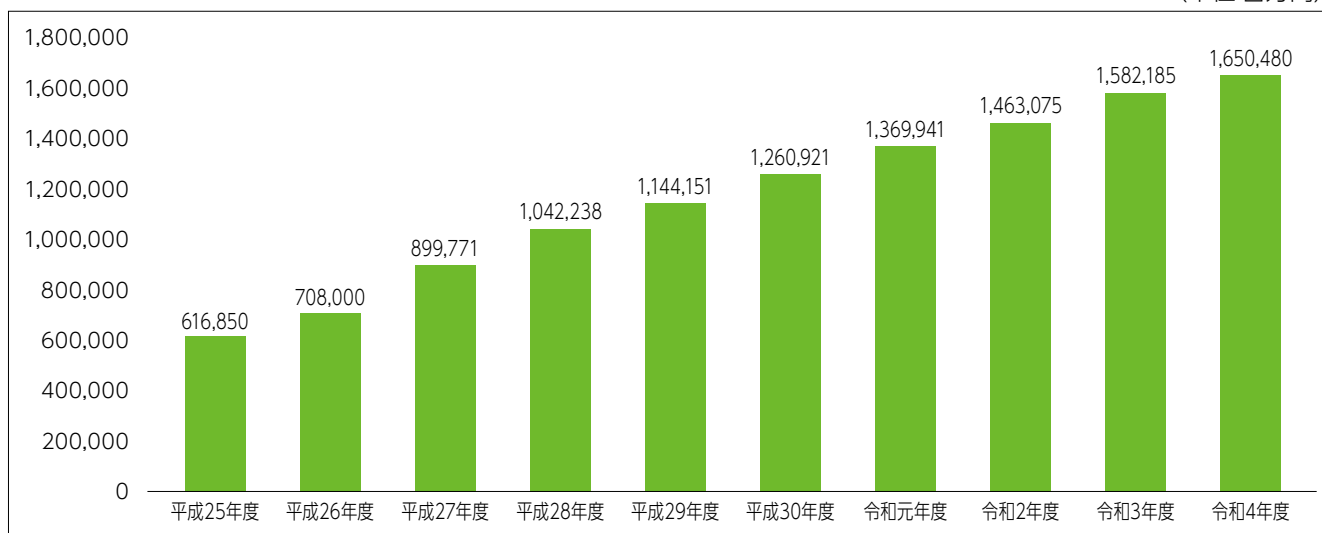
(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預金積金残高	616,850	708,000	899,771	1,042,238	1,144,151	1,260,921	1,369,941	1,463,075	1,582,185	1,650,480
貸出金残高	311,206	361,906	414,083	476,861	514,635	542,328	605,284	676,230	704,989	707,033
有価証券残高	129,997	211,384	279,406	309,024	357,866	376,220	367,195	407,717	441,230	299,213
純資産額	30,126	40,589	50,858	54,822	65,748	75,215	73,942	93,315	98,731	104,004
総資産額	653,398	756,014	960,100	1,106,510	1,222,178	1,346,257	1,454,659	1,568,010	1,692,541	1,764,955
コア業務純益 ^(注)	5,453	7,254	8,878	9,888	11,303	12,605	14,411	17,407	16,991	16,896
経常利益	7,432	9,638	12,223	9,702	15,010	13,277	12,272	13,021	14,134	10,657
当期純利益	5,178	6,922	8,715	6,883	10,785	9,671	8,763	9,485	10,197	7,888
自己資本比率	9.17%	9.26%	9.45%	9.34%	9.87%	10.62%	10.34%	10.79%	11.19%	12.19%

(注) コア業務純益は、国債等の債券売却損益や一般貸倒引当金繰入などの特殊な要因による影響を除いた、信用金庫の実質的な収益力を示す収益指標です。

預金積金残高推移

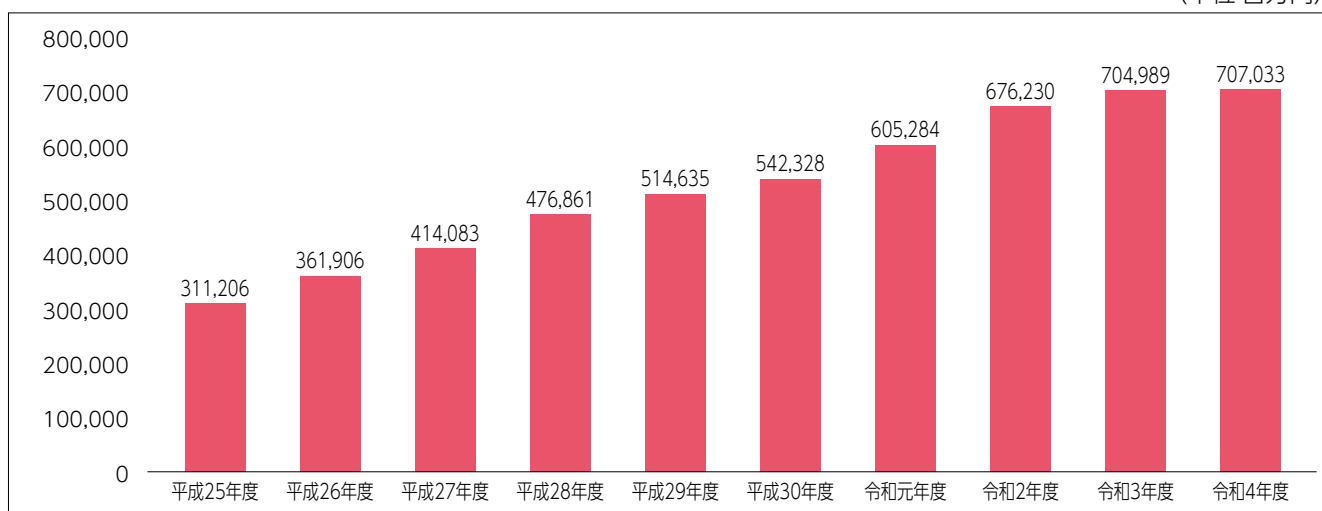
(単位:百万円)



◆ 令和4年度の預金積金残高は、令和3年度に比べて682億円増加し1兆6,504億円となりました。

貸出金残高推移

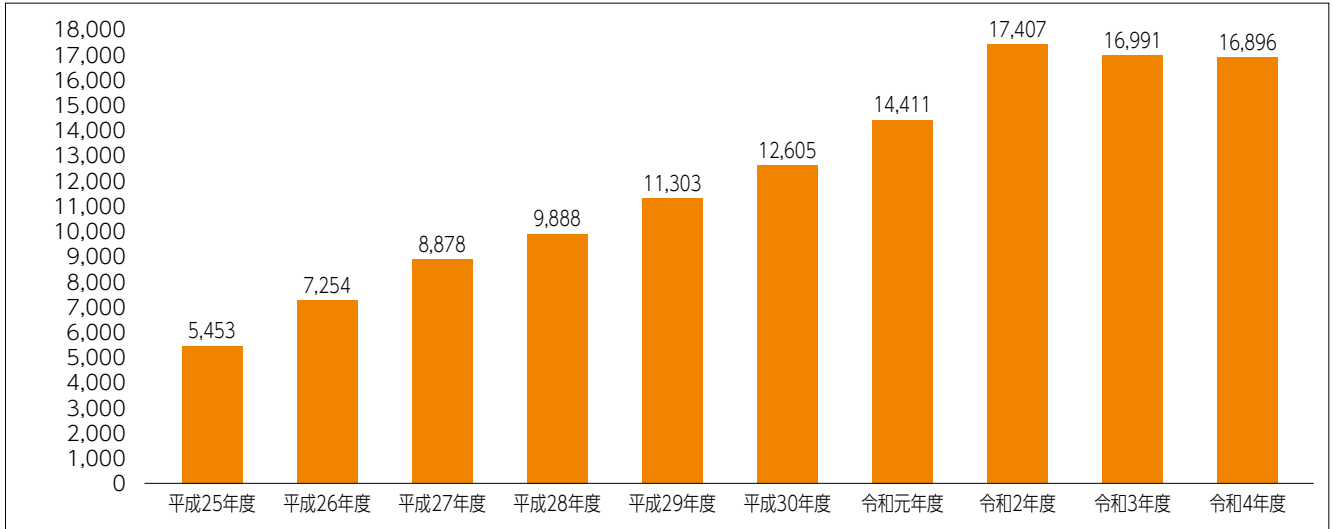
(単位:百万円)



◆ 令和4年度の貸出金残高は、令和3年度に比べて20億円増加し7,070億円となりました。

● コア業務純益の推移

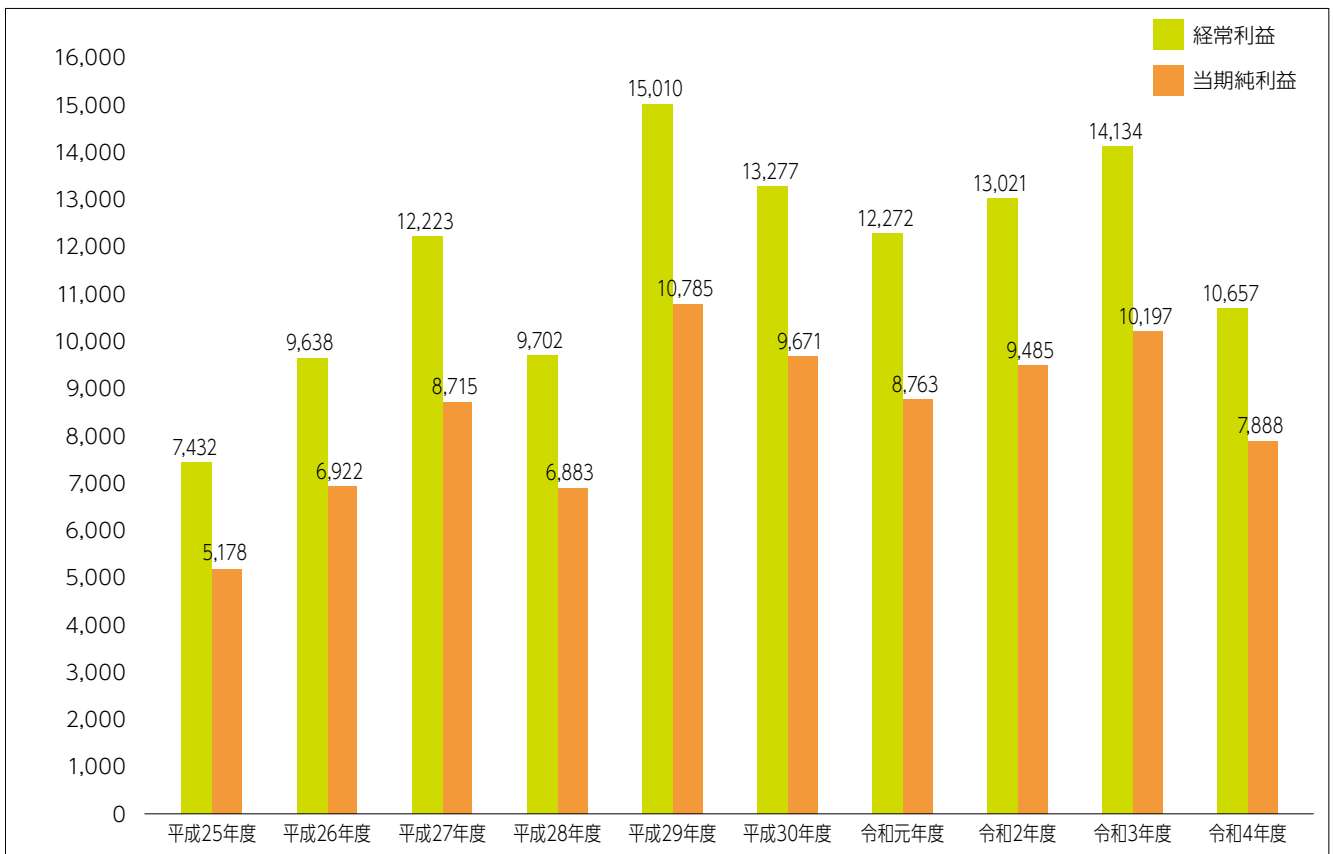
(単位:百万円)



◆ コア業務純益は実質業務純益(※P50参照)の減少などから、0.9億円減少し168億円となりました。

● 経常利益・当期純利益の推移

(単位:百万円)



◆ 収益面では、貸倒引当金繰入額が減少したものの、債券売却損が増加したことなどから、経常利益は令和3年度に比べて34億円減少の106億円となりました。当期純利益も令和3年度に比べて23億円減少の78億円となりました。

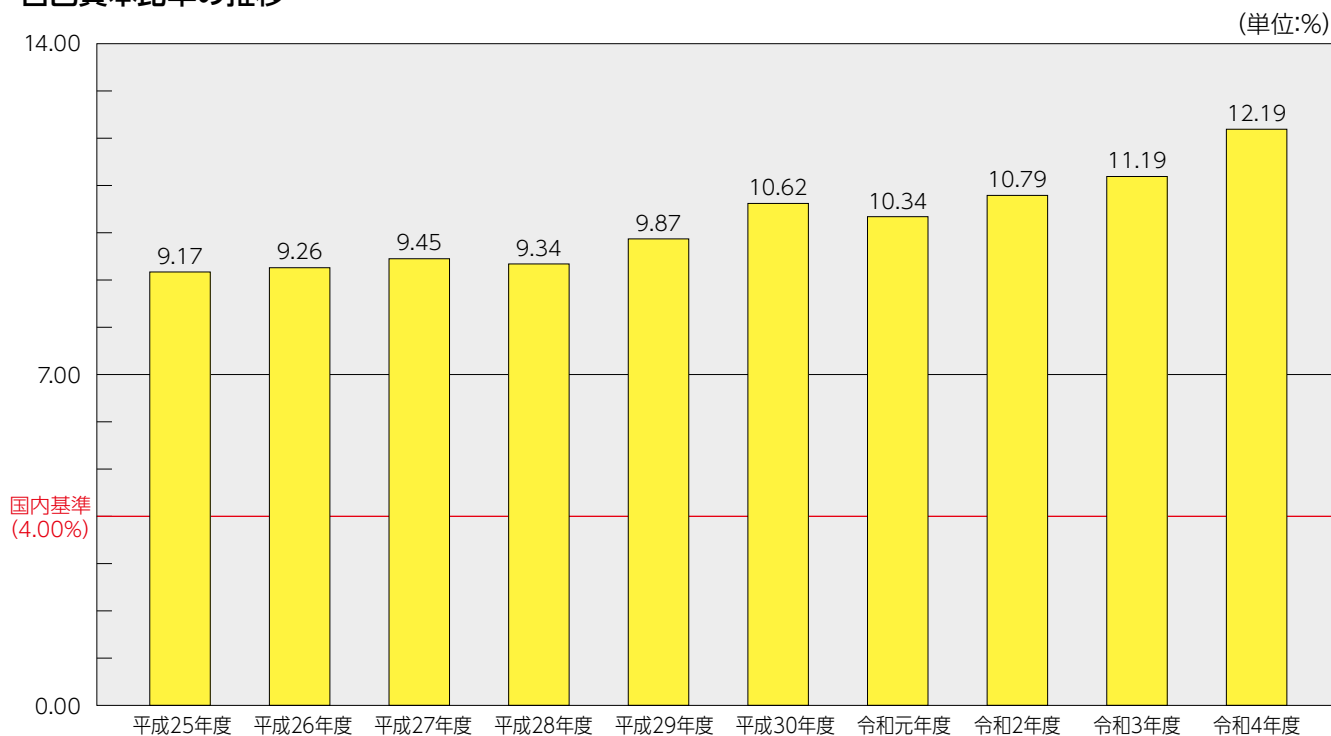
● 自己資本比率の状況

当金庫の自己資本比率は12.19%で、国内基準である4.0%を大きく上回っています。

自己資本比率は、金融機関の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。当金庫のような国内業務のみを行っている地域金融機関は、「4.00%」以上の自己資本比率を維持することを求められています。(国内基準)

当金庫の自己資本比率は、12.19%と国内基準の3倍以上となっており、健全性・安全性が高いことを示していることから、安心してお取引いただけるものと確信しています。

自己資本比率の推移



(単位:百万円)

項目		令和4年度
自己資本額	コア資本に係る基礎項目	110,163
	コア資本に係る調整項目	66
	計 (A)	110,097
リスク・アセット等	信用リスク・アセットの額	855,867
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	47,003
	計 (B)	902,871
自己資本比率 = $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		12.19%

※自己資本とは、会員の皆さまからの出資金や、これまでの利益の積立金 (利益剰余金、特別積立金等) などの合計額です。

金融再生法に基づく資産査定並びに保全状況

適正かつ万全な引当処理を行っています。

資産の健全性を高めて経営体質の強化を図るため、不良債権の発生防止に努めるとともに、厳格な自己査定に基づき適正な引当処理を行っています。

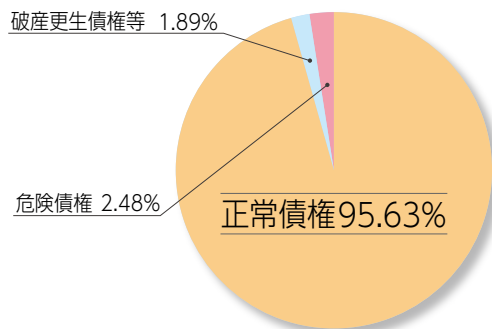
不良債権に対しては、貸倒引当金や担保・保証等で不良債権額の96.53%を保全しており、適正かつ万全な引当処理を行っています。

金融再生法上の不良債権と保全・引当金状況

(単位:百万円)

区 分	令和4年度
金融再生法上の不良債権	30,895
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	13,366
危険債権	17,528
要管理債権	-
保全額	29,826
貸倒引当金	5,640
担保・保証等	24,185
保全率	96.53%
正常債権	676,823

金融再生法上の不良債権の比率 (令和4年度)



金融再生法開示債権の説明

- 金融再生法基準は貸出金以外に、債務保証・外国為替・仮払金・未収利息を含み、債務者の状況によって区分されます。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当するものをいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。